

「シン・子育て王国とっとり計画（仮称）」案

1 はじめに

本県では、平成22年の「子育て王国とっとり」建国以来、妊娠・出産・育児に関する様々な不安や困難に寄り添い、不妊治療費助成、産後ケアの無償化、小児医療費の助成対象の拡大、多子世帯の保育料軽減、中山間地域市町村保育料無償化への支援など全国に先行して切れ目のない子育て支援施策を展開してきました。

令和4年の人口動態統計では、全国で唯一出生数が増加し、合計特殊出生率も1.60に回復しましたが、少子化傾向に歯止めをかけるためには更なる対策が必要であり、子ども・若者¹、子育て中の方を尊重し、その意見を聴き、最善の利益を考えた取組を一層進めなければなりません。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、また同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進しようとしています。

本県においても地域一体となって子どもや子育て中の方を応援する機運を醸成しようと、令和5年7月から「シン・子育て王国とっとり運動」²として、とっとり子育てプレミアムパートナー³の登録や子育て応援駐車場⁴の設置促進などの取組を開始しました。

また、子ども・若者、子育て中の方との意見交換や広く意見募集を行い、当事者の意見を取り入れた施策展開を図ろうとしているところであり、まずは令和6年4月から小児医療費の完全無償化を始めます。

子どもは地域の未来を担う存在であるとともに今を生きているかけがえのない存在です。鳥取県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を、「シン・子育て王国とっとり」として実現していきます。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、「こども大綱」を勘案し、既存の子ども関連3計画（子育て王国とっとり推進指針、とっとり若者自立応援プラン、鳥取県子どもの貧困対策推進計画）を包括的に見直し、一体のものとして策定するものです。

2 基本の方針

(1) 基本的な考え方

- 「シン・子育て王国とっとり」の実現に向けて、子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなかに据えた施策を展開するために、子ども・若者の意見を聴き共に進めていきます。
- 子ども・若者の良好な成育環境の実現と、多様な価値観・考え方を前提とした若い世代の結婚、子育てへの希望が叶うよう施策に取り組んでいきます。

¹ 子どもは、こども基本法並びに子育て王国とっとり条例で定義する「心身の発達の過程にある者」をいう。若者は、そのうち思春期（概ね中学生から18歳まで）から概ね30歳までの方を示し、施策によっては40歳未満を含む。なお、法令等で「子供」、「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「子ども」と表記している。

² 地域や社会全体で「こどもまんなか社会」の機運を高める取組を官民一体となって推進する本県独自の運動。「こどもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

³ 子育て支援のモデルとなる優良な取組を横展開し、地域における子育てを応援する機運を醸成するため、妊娠・出産・子育てを応援する団体や企業を新たに登録する本県独自の制度

⁴ 妊娠中の方や就学前の乳幼児等を連れた方等が駐車時に安心して乗り降りできるよう、優先する駐車区画を設置する本県独自の取組

○子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第10条に定める子育て支援等に関する施策を市町村と協力して展開していきます。

計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定します。

（2）政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進

こども基本法第3条に基づき、全ての子どもがその年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。また、子育て王国とっとり会議等への若者委員の参画を促進します。

（3）子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

「こどもまんなか」⁵の考えの下で、これから生まれてくる子どもや今を生活している子どもと、結婚や子育て当事者となる若者を真ん中に据えていくことが求められています。

「シン・子育て王国とっとり運動」を核として推進し、こどもまんなか応援サポーター宣言の拡大推進、こどもファスト・トラック⁶及び子育て応援駐車場の設置促進、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者拡大、男性の育児休業取得率の向上など、地域全体で子育てを応援する意識を高めていきます。

（4）計画の評価・見直し

この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・評価を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

3 シン・子育て王国ととりの推進体制

（1）施策の推進体制

子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援等に取り組んでいくことが大切です。そのため、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業者の責務や役割を、子育て王国とっとり条例に基づき次のとおり明確にし、互いに連携して推進していきます。

また、推進の方向性を子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会、新設を検討する児童福祉審議会等で審議していきます。

⁵ こどもまんなか（社会）については、脚注2を参照のこと。

⁶ こどもまんなか応援サポーター宣言、こどもファスト・トラック：国が進める子育て応援の機運醸成の取組であり、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らが考える「こどもまんなか」につながる行動を実行してSNS等で情報発信する宣言、及び子ども連れや妊娠中の方が長時間並ばずに入場できる優先窓口（専用レーン）を設置する取組。

①責任と役割分担

県の責務

- ① 子育て王国とっとり条例に基づく基本的な考え方（以下「基本方針」という。）に基づき、子育て支援等に関する施策を総合的に推進する。
- ② 子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努める。
- ③ 市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努める。
- ④ 基本方針に対する保護者、県民及び事業者の理解を深め、県民及び事業者が子育て支援等に協力するよう努める。

市町村の責務

- ① 子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針に基づき、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努める。
- ② 県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努める。

保護者の役割

- ① 自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切に、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努める。
- ② ①の役割を果たすため、保護者・親として学び成長していくこと及びそれぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努める。

子育て支援団体の役割

- ① 基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を活かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業者の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努める。
- ② 県、市町村、保護者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努める。

県民の役割

基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努める。

事業者の役割

- ① 基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努める。
- ② 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努める。

② 施策推進に係る審議会

シン・子育て王国とっとり計画を策定・改訂するときは、子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会において意見を聴いて行うこととする。

また、シン・子育て王国として、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議を一元的に行うため、新たに児童福祉審議会の設置を検討し、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制を構築する。

(2) 数値目標と指標の設定

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れて進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策や数値目標等の検証・評価等を行い、継続的な施策等の点検と見直しを行っていきます。

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どものライフステージを通じた取組

子ども・若者、子育て世帯にとって、それぞれのライフステージに特有の課題と、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があります。ライフステージを通じて、悩んだり困ったり、情報を知りたい時に、どこに相談すれば良いか分かっていることは大きな安心感につながります。また、家庭、地域が子ども・若者、子育て当事者にとって安心して過ごせる場所であることは、シン・子育て王国として最も大切なことです。

① 情報提供、相談体制の充実

【現状と課題】

子どもの悩みや心配ごと、性や健康に関すること、子育て当事者の悩み等に対応する様々な相談窓口を設置し、とりネット、子育て王国とっとりサイト、各種広告媒体及び子育て王国とっとりアプリにより情報掲載と広報を行っているが、情報が必要な方に十分に認知されていない状況がある。また、対面や電話相談のほか気軽に相談できる LINE (ライン) の相談窓口を求める声もある。

【取組の方向性】

- 既存の相談窓口に加え、スマートフォンでいつでも気軽に相談できる LINE 等の相談窓口の設置を検討する。
- SNS や子育て王国とっとりアプリのプッシュ機能を活用し、適時に複数の媒体で広報を行うことにより、相談を必要とする方に相談窓口が十分に認知されるよう周知を行う。

② 家庭・地域での子どもの育成

【現状と課題】

地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子供教室などで遊びや学習、生活の場が提供されているが、価値観の変化や核家族化などを背景に、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっている。また、少子化や高齢化による地域コミュニティの担い手不足により、子ども会の団体数、会員数とも大きく減少している。

【取組の方向性】

- 家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育が行えるよう、保護者の学びの機会を提供し、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援する。
- 子ども会活動を活性化するとともに、地域での子育て支援を担う貴重な人材である祖父母世代の子育て支援者としての活動を推進する。
- こども家庭センター⁷の設置や、地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりを推進する。

⁷ 改正児童福祉法 (令和6年4月施行) により市町村が設置に努めることとされた、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。従来の子育て世代包括支援センター (母子保健) と子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉) の機能を併せ持つ。

【目指す姿】

ライフステージや相談内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、子どもや子育て当事者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながっている。

家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等が生まれ、地域においては、全ての子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができている。また、県内全ての市町村に設置されたこども家庭センターにおいて、切れ目のない総合的な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こども家庭センター設置市町村数	なし (令和5年度)	19市町村

参考：関連事項の掲載

- ・ 4 (3) ①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」

(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組

安心したゆとりのある子育てには、子どもが誕生する前からの準備が重要です。妊娠・出産に関して正しい知識が得られ、困ったり不安なときに気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な支援・医療につながり健康が守られるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築します。

① 妊娠・出産期、幼児期までの支援

ア 妊娠準備期から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【現状と課題】

全国と同様に本県でも若い女性のやせの増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い妊娠が増加している。また、人工妊娠中絶率の高い状況が続いている。若い世代が自分の体の状態を知り、健康な生活習慣を身につけ、併せて、安心・安全に出産できる体制を維持する必要がある。

【取組の方向性】

- 性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得られるようプレコンセプションケア⁸の普及啓発や相談支援を行い、切れ目のない妊娠・出産支援を強化するとともに相談窓口の一層の周知を図る。
- 周産期母子医療センターへの支援や医師確保奨学金、医療従事者の処遇改善、医師の働き方改革への影響を踏まえた機動的対策などによる産科医、小児科医や助産師等の確保策の推進により、周産期医療体制の確保を図る。

イ 不妊治療等への助成

【現状と課題】

経済的負担を理由に不妊治療をためらうことのないよう、令和4年度から保険適用となった後も、不妊治療費について県独自の助成を行っているが、依然として相当の負担がある。また、年齢が高くなるにつれて妊孕性⁹が低下することから、出産を希望する方に早期の不妊検査を促し、治療が必要な方を早期の治療につなげていくことも必要である。

⁸ 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組。

⁹ 妊娠するための力のこと。「にんようせい」と読む。

【取組の方向性】

- 不妊治療の経済的負担の更なる軽減を図るとともに、不妊治療に係る保険適用の範囲の拡充を国に働きかける。
- 不妊専門相談センター等による不妊症、不育症及び不妊治療に関する相談・指導や知識の普及啓発等を充実させる。

ウ 産前・産後ケアの充実

【現状と課題】

妊娠中や出産後に不安や悩みを抱き、孤独感を感じている妊婦や産婦の心身の負担を軽減し、子育ての円滑なスタートを支援するために、国、県及び市町村で産前産後ケアの充実に取り組んでいるが、産後ケアを行う施設が不足している。

【取組の方向性】

- 妊産婦の不安を解消するため、心の休息（レスパイト）のとれる居場所として助産所の利用を周知する。
- 産後ケア利用料の無償化を継続するとともに、どこに住んでいても産後ケアを受けられるよう、十分な産後ケア施設や助産師の確保に向けて、市町村等と協調しながら取り組んでいく。

【目指す姿】

妊娠・出産について誰もが気軽に相談でき、経済的理由により不妊治療等を諦めることのないような支援体制が整備されている。いざという場合でも妊婦や新生児がスムーズに医療機関につながり、出産から専門的な医療まで、分娩のリスクに応じた安全な医療が受けられる医療体制のもとで、妊産婦が孤立感や孤独感を感じることなく安心して出産や子育てに向かうことができ、産後の女性がためらわず産後ケア等の支援を受けるための環境が整備されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
産後ケア施設数	20施設 (令和5年12月時点)	22施設

② 多様な保育ニーズへの対応

ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保

【現状と課題】

鳥取県の女性就業率は全国に比べて高く、保育ニーズは高いものとなっている。また、年度当初の保育施設の待機児童は0人（平成18年度以降、18年連続）であるが、保育人材不足の影響等により、年度途中の待機児童が生じている。

【取組の方向性】

- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や地域限定保育士制度の活用など保育人材不足を解消する取組を進める。
- 鳥取県独自の加配制度による配置基準改善及び保育現場の負担軽減を図り、多様な保育ニーズに対応していく。

イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善

【現状と課題】

教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組は着実に進められているが、引き続き更なる取組の促進を行うことが必要である。また、万が一事故や災害が発生した際の適切な対応について徹底を図り、教育・保育施設等における安全・安心な保育環境を整備することが必要である。

【取組の方向性】

- 安全管理研修の実施等により重大事故が発生しない保育環境整備を更に推進する。
- 重大事故が発生した場合、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、安全確保施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検討を行う。
- 他施設で同様の事案が発生しないよう研修や指導を実施する。
- 災害時に適切な対応ができるよう、避難確保計画または非常災害対策計画に基づく継続的な訓練を実施する。

ウ 幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

【現状と課題】

本県では、豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設を認証する制度を創設し、自然保育や森のようちえんの取組を推進している。

一方、家庭や地域における遊びが変化し、外遊びや直接体験が不足している傾向が見られる。また、集団の中で自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすることが苦手であるといった傾向も見られる。

【取組の方向性】

- 鳥取県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」に向けて、多様な子どもや大人との出会い、環境との関わりを通して子どもたちの遊びや体験を充実させる取組を推進する。
- 同年齢や異年齢、障がいのある子どもや大人、地域の人々などとの交流など様々な人との関わりを深める活動を推進する。
- 遊びを通じた善悪の判断や友達への思いやりの心を育成するなど、道徳性の芽生えを培う活動を充実させる。
- 生命を大切にする気持ちを養う活動、愛情や信頼関係、自己肯定感の育みを支援する。
- 子どもたちの豊かな感性を育むため、未就学児が早期にアートに触れるアートスタートの取組を進める。

エ 保育におけるインクルージョンの推進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、全ての子どもを受け入れるインクルーシブ保育の推進に向けて、保育施設の職員を対象とした各種研修を実施するとともに、市町村が特別な支援が必要と認めた児童に対する保育士等の配置や、保育所等における医療的ケア児受入にあたって必要となる看護師配置経費等の支援を行っているが、支援を必要とする児童の増加により保育士や看護師の確保が課題となっている。

【取組の方向性】

- 市町村や保育現場等の意見を踏まえながら、研修や補助制度の充実等を図り、医療的ケア児を含む障がい児保育の充実を進めていく。

オ 病児病後児保育の充実

【現状と課題】

病児病後児保育施設を設置運営する市町村への運営費、施設整備費等の支援を行っており、病児病後児保育を実施する施設数は増えてきているものの、感染症の流行期など利用希望が集中する時期は利用ができないこともあることから、施設数の充実を期待する声もある。

【取組の方向性】

- 病児病後児保育施設の設定運営に必要な支援に取り組む。
- 市町村や利用者等の意見を踏まえながら施策の充実を検討し、病児病後児保育サービスの充実を進めていく。

カ 幼保小の連携促進

【現状と課題】

就学前施設の多様化等により、就学後の環境の変化への適応に時間を必要とする子どもが増加している。鳥取県幼児教育センターでは、幼稚園、認定こども園、保育所等の職員の指導力向上に向けて、研修会や訪問指導のほか、各市町村や小学校・園に幼保小接続アドバイザーを派遣するなど支援を行っているが、さらに架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの地域の実態に応じた取組の推進が求められている。

【取組の方向性】

- 幼保小接続推進リーダー育成事業の実践事例を共有し全県へ普及させていく。
- 引き続き幼保小接続アドバイザーの派遣による指導助言や各種研修会の開催など、幼保小の円滑な接続に向けて幼保小の架け橋プログラムの実施に係る取組を推進していく。

【目指す姿】

年度途中の待機児童が0人となっているほか、希望する全ての障がい児（医療的ケア児を含む）や病児・病後児を施設で保育できる環境が整っている。また、重大事故の未然防止が図られるとともに、事故・災害等が発生した際に適切な対応ができる保育環境が確保されている。

全ての子どもたちが、満足感や達成感、自己肯定感を得て、義務教育以降の学びの土台となる力を身に付けており、就学後、安心して学校生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
年度途中の保育施設の待機児童数	11人 (令和5年10月1日時点)	0人

(3) 学童期・思春期の取組

学童期（小学生年代）は、体も心も大きく成長し友人関係や遊びを通じて協調性・自主性を身に付ける時期、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）はアイデンティティを形成していく時期です。

子ども・若者が権利の主体であることの認識の共有を図り、発達に応じて基本的な生活習慣を身に付け、健康や性に関する正しい知識を得て自らに合ったサポートを受けられるよう取り組むとともに、体力向上や、成長の原点である遊びや体験活動の機会を増やしていきます。

また、地域の小児医療体制、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、子どもの生命を守るとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育みます。

全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していきます。

① 子どもの心身の成長の支援

ア 基本的な生活習慣の形成

【現状と課題】

学齢期（小・中学校）の子どもについて、朝食を食べる割合が8割台で横ばいであること、肥満傾向の割合が増加していること等が課題となっている。子どもや若者が心身ともに健やかに成長していくためには、食事をはじめとする基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、朝食と学力、体力との相関関係も含めた望ましい生活習慣の重要性についての継続的な意識啓発や食育活動の推進が求められる。

【取組の方向性】

- 基本的な生活習慣の定着を図る啓発運動を効果的に展開していく。
- 家庭において栄養バランスのとれた食事をすることなど健全な食生活を身につけ実践するため、子どもや保護者への情報発信を行うとともに、学校における栄養教諭・学校栄養職員の専門性を活かした指導の充実を図る。

イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実

【現状と課題】

性に関する意識の変化、性のあり方の多様化、性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加する懸念がある。また、予期しない妊娠により、相談相手がおらず孤立することなどが背景にあると考えられる新生児の児童虐待死亡事例が発生しており、思春期などの早い段階から性や生殖に関する正しい知識を備える必要がある。

【取組の方向性】

- 医師・助産師等専門家の学校への派遣や民間機関による学習会、年齢に応じた啓発冊子・学習教材の作成・活用を通して、若年層への命や健康、性、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための啓発を行う。
- 予期せぬ妊娠などによる戸惑いや緊急的な状態に対する不安等に対して、助産師等による相談窓口（電話・メール・LINE）を設けて相談支援を行う。また、困難事案等については、保健所が積極的に関わっていく。

ウ 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進

【現状と課題】

子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体として尊重されるような社会の実現に向けた人権尊重の意識を高める教育の推進が求められている。

【取組の方向性】

- 子ども自身が自分の持っている権利について正しく理解し、自他の権利の大切さを認めながら、子どもの権利条約等で示されているような「権利の主体」意識を育てる学習を推進する。
- 教職員、保護者や地域住民が、子どもの人権の重要性について学習する機会の充実を図る。

エ 運動意欲の増進、体力づくり

【現状と課題】

鳥取県体力・運動能力調査では、全国平均値を下回る種目がある。幼児期・学童期から運動の大切さへの理解を深め、体を動かす心地良さの体験を通じた運動意欲の向上と多様なスポーツ活動の体験ができる環境づくりが重要である。

【取組の方向性】

- 教員の指導力及び児童生徒の運動意欲の向上を図る。
- 体力向上に係る各学校の取組や地域と連携した取組を推進する。
- 子どもが安全に様々なスポーツを楽しむとともに、全国や世界での活躍など高みを目指すことができる環境づくりを進める。

オ 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

家庭や地域における遊びの変化、長く続いたコロナ禍等により、外遊びや子どもたちの体験機会が大きく減少している。基本的な生活習慣の定着や精神的な自立、携帯ゲーム機やスマートフォン、メディアとの関わりに課題が見られ、家庭環境が多様化している中、全ての子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保が求められている。

また、文化芸術の鑑賞・体験活動の機会について、年齢や居住地域、教育環境、経済格差等による差を生じさせない工夫が必要である。

【取組の方向性】

- 自然の中での遊びや文化・伝統と触れ合う体験活動等の充実を図り、その活動を通じて心身の成長を促すとともに、ふるさとキャリア教育を推進する。
- 公民館等の社会教育施設を活用し、子どもの居場所づくりや、保護者同士の学び合い、交流が促進されるよう支援する。
- 鳥取砂丘こどもの国においては、子どもが一層楽しめる遊具の充実を図り、小学校高学年から大人を対象とした遊びや体験、学びのコンテンツを提供するとともに、都市公園等において、誰でも安全・安心に利用できる遊具等の設置を検討する。
- 学校や地域において、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実する。
- 県立青少年社会教育施設では、活動メニューの充実や様々な事情で活動の機会が少ない子どもへの支援、体験活動の機運を高める取組を引き続き検討し、実施する。

カ 安全・安心の通学環境

【現状と課題】

県内では自転車通学中の事故が毎年発生しており、通学路の安全対策と児童等に対する交通安全教育の充実及び運転者の安全運転マナーを徹底する必要がある。

また、子どもに対する声かけ等の不審者事案が後を絶たず、制服警察官によるパトロール強化や保護者や防犯ボランティア等と連携した通学路の見守り活動、学校における注意喚起を実施している。

生徒等の主な通学手段である鉄道や路線バスなどは、減便や路線の廃止などにより利便性が低下しており、改善を求める声が多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 子どもが安全に道路を通行するために必要な技能と知識の習得できるよう、年齢段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 運転者に対して、子どもへの思いやり運転、交通ルール遵守、交通マナー向上を呼び掛ける。
- 定期的な通学路の合同点検による問題箇所の改善、若者世代を中心とした防犯ボランティアの拡充、「ながら見守り」、青色防犯パトロールの普及など、学校、PTA、自治会等が一体となって通学路における見守り活動を強化する。
- 鉄道事業者の利活用の促進、二種免許取得支援などにより交通事業者の供給力を確保するほか、自家所有有償旅客運送の活用や、地域の送迎サービスとの連携（教育を含む他分野との共創）を推進する。

キ インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発

【現状と課題】

子どもや保護者に対して、ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する啓発、情報モラル、メディアリテラシーに関する学習教育を行っている。

一方で、県の意識調査¹⁰では、SNSに起因する子どもの自撮り被害や特定の児童生徒への誹謗・中傷が問題になるなど、インターネットの利用の仕方によっては子どもたちが被害者にも加害者にもなってしまう危険がある。

【取組の方向性】

- ペアレンタルコントロールなど家庭での取組の必要性について保護者に周知する。
- 子どもへの情報モラル教育などを通じて、インターネットやSNSの安全な利用やスマートフォン、ゲーム機・タブレット端末等の電子メディア機器とのより良い関わり方について啓発する。

¹⁰ 鳥取県青少年育成意識調査（令和3年度）

○携帯電話販売店やゲーム機器販売店等への安全な利用に係る情報提供等の取組を推進する。

ク 小児医療体制の充実

【現状と課題】

小児科医師数は増加傾向で推移していたが、直近では、減少している。また、診療所勤務の医師数は増加していない一方で、医師の高齢化が進んでいることや、地域偏在により小児医療体制の維持が困難な地域もあることから、地域医療の維持・確保に必要な医師を養成・確保する必要がある。

小児の休日夜間における救急医療体制は整備されているが、小児の救急搬送人員は増加傾向で、軽症者の受診も多く、小児救急に係る医療機関の負担が大きくなっている。

【取組の方向性】

- 医師確保奨学金や医師の働き方改革の影響を踏まえた機動的対策により、小児医療に従事する医師確保をはじめ、総合診療医の育成強化、市町村における医師確保の取組を後押しすることによる地域偏在対策や専門医の育成等を推進する。
- 保護者の不安軽減、小児医療に係る医療機関の負担軽減を図るため、とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）の拡充や様々な機会を捉えた適正受診の更なる普及啓発に努める。

ケ 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成

【現状と課題】

住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりの弱まり、高齢化による地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う子ども会活動などの停滞により、地域における子どもの育成力の低下が課題となっている。

本県のボランティア活動参加率は高く、ボランティアへの参加促進、若者の力を活用した協働・支援を引き続き実施し、子どもの居場所づくりに活用していくことが求められる。

【取組の方向性】

- NPO等団体活動の支援、協働の取組及びボランティア活動を促進し、子どもや若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 地域一体となった子育て、世代間のつながりや助け合いが大切であることの理解を促進する。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築する。
- 地域コミュニティの基盤を支える公民館の職員等、社会教育に携わる人材を育成する。
- 子ども会活動の活性化と、子ども会を入口に様々な地域資源をネットワークとしてつなげる取組を全県に推進する。

【目指す姿】

子どもたちが学童期・思春期において自らが権利の主体であることを自覚し、安全な環境の中で心身ともに健やかに成長し、家庭・地域・学校が一体となって子どもの成長を支えている。

子どもが心身ともに健やかに成長し、スポーツや文化芸術、様々な遊び、地域活動やボランティア活動等を体験しながら伸び伸びと成長している。

通学路の安全対策、地域ぐるみの見守り等による安心の通学環境、休日夜間の子どものスムーズな受療環境が確保されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
朝食を食べる児童・生徒の割合	85%以上 (令和3年6月～7月調査)	90%以上
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子 54.0% 小学校女子 30.6%	小学校男子 70% 小学校女子 50%
SNSを利用する場合の注意点及びその内	小学5年生 28.3%	小学5年生 40%

容を知っている児童生徒の割合	中学2年生 63.5% 高校2年生 71.2% (令和3年7月調査)	中学2年生 70% 高校2年生 80%
家庭での子どものインターネット利用についてルールを設けていないと回答した保護者の割合	小学2年生 4.8% 小学5年生 4.9% 中学2年生 10.3% 高校2年生 10.8% (令和3年7月調査)	小学2年生 3% 小学5年生 3% 中学2年生 7% 高校2年生 7%
地域学校協働本部を設置している学校の割合	72% (R5.5.1時点)	100%

参考：関連事項の掲載

- ・ 4 (1) ②「家庭・地域での子どもの育成」

② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

【現状と課題】

「学力向上推進プラン」に基づき、子どもたち一人ひとりの関心意欲の向上・確かな学力の定着、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりを目指し、取組を進めている。

県独自の「とっとり学力・学習状況調査」によって明らかとなった児童生徒を伸ばした指導の好事例や非認知能力を経年で把握できる分析シートの活用等について、各市町村教育委員会や各学校に対し更に周知していくことが必要である。

【取組の方向性】

- 国に先んじて市町村と協働して進めてきた本県独自の少人数学級を令和7年度に向けて段階的に拡充する。
- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導にかかる教師の指導力・能力を高めるため、指導主事による学校訪問の充実、教育研究団体等の支援、研修教材の提供、研修会の開催等を行う。
- 授業改善に向け、重点項目の徹底、「今、求められる資質・能力」の育成に焦点化した研修会の開催、ICTを活用した授業改善の推進を図り、各学校での実践につなげていく。

【目指す姿】

デジタル技術を活用したデータに基づく教育活動等によって「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、児童生徒が「今、求められる資質・能力」や「活用力」を身に付けている。

③ 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

学童期の子どもの居場所について、放課後児童クラブを設置運営する市町村を支援するとともに、認定研修等を通じて、放課後児童クラブの職員の人材確保及び資質向上を図っている。また、学校の空き教室や公民館等で地域住民の参画を得て、放課後子供教室を実施したり、放課後児童クラブと一体的に実施しているが、一部地域において放課後児童クラブの待機児童が発生している。

子ども食堂は、市町村や民間団体による取組が進み充足率（小学校区に子ども食堂がある割合）は全国第2位と高いが、財政面、スタッフ面で運営基盤の脆弱性に課題がある。

また、児童生徒から、校外自習スペースの利便性の向上や利用時間の拡大を求める声も多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 地域の資源や人材（子育て経験者、高齢者、若者、民間団体等の取組）を活用しながら、地域全体で子どもの居場所づくりを支援する。

- 放課後児童クラブの待機児童が発生し受け皿が不十分な市町村における施設整備を支援する。
- 学校支援ボランティア等による学校支援、放課後子供教室、外部人材を活用した教育支援活動（土曜授業等）等の地域学校協働活動の取組を支援する。
- 公民館等の社会教育施設が、多様な主体と連携・協働して地域のつながりや多世代間交流を深める場となるよう支援する。
- 子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりを支援するとともに、市町村や子ども食堂の設置者の意見を聞きながら、円滑に活動を継続できるよう市町村を通じて必要な助成を行う。

【目指す姿】

子ども・若者が年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
放課後児童クラブの待機児童数	19人 (令和5年5月1日)	0人
子ども食堂の数	83か所 (令和5年12月)	115か所
子ども食堂の充足率	54.62% (令和5年12月)	62%

参考：関連事項の掲載

- ・4（1）②「家庭・地域での子どもの育成」
- ・4（3）①オ「遊びや体験活動の推進」
- ・4（3）①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」
- ・5（2）①「地域の資源・人材の活用」

④ いじめ防止、こころのケアの充実

【現状と課題】

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、潜在的事案の早期発見を含め、早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など対策の強化が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人間関係づくりの基礎的な力を身に付ける機会が少なかったため、円滑なコミュニケーション力や人間関係における課題解決力を高める取組が必要である。

【取組の方向性】

- 人権学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力を高める教職員研修を推進する。
- いじめ防止のための児童生徒の自主的な活動、交流活動を推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。
- いじめ事案の早期解決に向けた関係機関との多職種連携を推進する。

【目指す姿】

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、事案の早期解決に向けた適切な対応がなされている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回る

⑤ 不登校の子どもへの支援

ア 保護者への情報提供、相談体制

【現状と課題】

令和4年度の調査によると、不登校の割合は、小学校、中学校及び高等学校で全国平均を上回り、増加傾向にある。不登校が継続している理由は、「複合的な原因」「不安」「無気力」の順に多く、その背景に応じて不登校児童生徒一人一人に合わせた支援の充実が必要である。

また、不登校児童生徒は、休みが長期になると学校との関係性が希薄になる傾向があることに加え、不登校などに関する相談窓口や、学校以外にも選択肢となる学びの受け皿があること等が十分に周知されていないため、保護者が一人で悩みを抱え込んでしまう傾向がある。

【取組の方向性】

- 多様化、複雑化する不登校の要因・背景を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法の共有や個々の子どもに応じたきめ細かな支援、ICT等の活用による児童生徒の心の状況を把握しながら関わる校内支援体制づくりを進める。
- 保護者が相談しやすい環境を整え、社会的自立に向けた多様な居場所があること等、広く情報を伝えるため、相談窓口周知のリーフレットの配布やインターネットを通じた情報提供を推進する。

イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実

【現状と課題】

県内には、市町設置の教育支援センターが11か所、学校の出席扱いとなる民間のフリースクールが7か所あり、不登校児童生徒のための学校以外の多様な学びの場の充実が必要である。

また、様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対しては、個々の状況に応じた中学校の学びを提供するため、令和6年4月に県立まなびの森学園を開校する。

【取組の方向性】

- 教育支援センター、学校の出席扱いとなるフリースクールの拡充や、児童生徒の通所費用等の支援の充実、自宅学習支援員によるICT等を活用した学習支援など、子どもの成長にふさわしい安全・安心な居場所づくり、多様な学びの機会の確保を図る。

ウ 高校中退者への支援

【現状と課題】

令和4年度の調査によると、国公立高等学校中途退学者数は183人(退学率は1.3%)であり、その理由は「学校不適合」、「進路変更」がそれぞれ約30%を占めている。

【今後の取組の方向性】

- 本人・保護者の心理的サポートを図るとともに、高等学校等中途退学時や中学校卒業時に進路が未決定の者の個人情報に同意のもとに収集して、教育支援センター(ハートフルスペース)における支援に結び付けたり、市町村等の支援機関に情報を提供したりするなど、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援を推進する。

【目指す姿】

不登校の子どもたちの学び等の支援が学校内及び学校外の機関で保障され、多様な学びの場の中で、一人一人の児童生徒の社会的自立が図られている。

中途退学時等に進路未決定の者については、市町村と情報共有を図り、切れ目のない支援が行き届いている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
不登校の出現率	小学校 県 1.74% 全国 1.70% 中学校 県 6.06% 全国 5.98% 高 校 県 2.14% 全国 2.04%	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	小学校 72.8% 中学校 74.7%	各年度で前年度数値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	—	80%以上

(4) 青年期の取組

青年期（概ね18歳から30歳まで）は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく準備期間であり、高等教育・就職・結婚・出産・子育てなど大きなライフイベントが重なる時期です。

若者が、良質な雇用環境の下で、経済的な不安がなく将来への展望を持って生活できることが重要であり、社会的・職業的自立に向けた支援と必要な資質・能力が身に付くよう取組を推進します。

また、結婚を望む方も望まない方も尊重しながら、望む方に対して、出会いの機会・場の創出に係る効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

① 若者の経済的、社会的自立を応援**ア 若者の自立に向けた支援****【現状と課題】**

若者が社会生活を円滑に営めるよう、教育、労働・雇用、福祉等の各分野において専門機関による支援が行われているが、困難を抱えているにもかかわらず、制度のはざままで個別の支援機関の支援が及んでいない若者がいる。

【取組の方向性】

○若者への支援を行っている機関でネットワークを構成し、就職後早期に離職した者など、制度のはざままで支援が及んでいない若者の存在を表面化し、個別事案への対応を含め、それらの若者を取り残さない具体的な支援体制を構築する。

イ 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援**【現状と課題】**

県内外の大学等の学生が参加できる「とっとりインターンシップ」を推進するとともに、県立ハローワークにおいて、求人・求職マッチング、カウンセリング、セミナー及び企業説明会を行っている。また、通常の職業相談だけでは就職が困難な若者への支援を充実させるため、「若者サポートステーション」への臨床心理士の配置や就業後の定着率向上を図るため、中小企業を対象とした新入社員合同セミナーも開催している。

【取組の方向性】

○学生が一層参加しやすく魅力のあるインターンシップにするため、学生向けの支援・取組を充実させるほか、企業のプログラムの作成・改良を支援する。
○県内の大学生による若者の県内定着に向けた企画立案・情報発信を支援するとともに、本県出身

者等の関係人口との関係性を持ち続けるための仕組みを再構築する。

- 精神障がい、生活困窮、ひきこもり等の事情を複合的に抱える若者も多く、関係機関との連携をより強め、相談者の事情を考慮した支援と相談体制及び支援メニューの充実を進めていく。
- 新入社員合同研修の参加者が積極的にコミュニケーションを取り、気兼ねなく話せる社外同期が作れるよう、研修内容を充実させる。

ウ 労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応

【現状と課題】

鳥取県中小企業労働相談所（愛称：みなくる）に寄せられる労働相談の件数は年間3,000件超と、コロナ禍で減っていたが再び増加傾向にある。相談内容は、労働契約や賃金などの労働条件に関するもの、次いで職場の人間関係（ハラスメント含む）に関するものが多い。

【取組の方向性】

- 相談体制を充実するとともに、労働トラブル自体を防止するため、事業所内や高等学校、高等教育機関等での研修・出前セミナー、経営者・労働者を対象とした労働セミナーを行う。

エ 消費者トラブルの未然防止

【現状と課題】

小・中・高等学校や特別支援学校等において、学習指導要領に基づいた消費者教育授業の充実が図られ、大学等においては、体系的な消費者教育として「くらしの経済・法律講座」を実施している。一方、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」といった課題が現場からあげられている。

【取組の方向性】

- 教育機関が充実した消費者教育を行うことができるよう、教員の指導力向上を目的とした研修の実施、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供等の必要な支援を行う。
- 大学、専門学校、高校等において開催される「情報モラル教室」、「非行防止教室」等の各種機会を通じて、消費者トラブルを含めた犯罪被害防止に関する啓発活動等の取組を推進する。

【目指す姿】

若者が孤立することなく、社会の一員として疎外感なく安心して生活できている。

若者が生き生きと職場で活躍し、若手社員の職場定着率が上がるとともに、経済的・社会的に自立している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県立ハローワークにおける就職決定者数	1,651人 (令和5年12月末時点)	2,600人
県立ハローワークにおける就職決定率	73.0% (令和5年12月末時点)	86.0%
若手社員の職場定着率	高卒：63.0% 大卒：67.7% (令和4年度)	高卒：65%以上 大卒：70%以上

② 出会い・結婚、人とのつながりを応援

ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援

【現状と課題】

婚姻数の減少傾向が続く中、令和4年度に実施したアンケート調査結果では独身者の8割が、相手が見つからなければいずれ結婚したいと回答しており、とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」において、縁結びナビゲーター（ボランティア仲人）による引き合わせや結婚支援コンシェルジュ（市町村や企業・団体との連携の推進役）を配置し結婚を望む方の支援を推進している。

【取組の方向性】

- 「カップル成立500組」を目標に、えんトリーを中心として、市町村や民間事業者との連携・協力関係を構築しながら、出会いを希望する方への機会創出を更に拡大していく。
- 民間マッチングアプリと連携し、若者の提案や工夫を取り入れた出会いのイベントを展開する。
- 自然な出会いの創出及びメタバース空間を活用した婚活イベントなど、多様なニーズに対応した出会いの機会の創出を拡大する。

イ 結婚に伴う新生活への支援

【現状と課題】

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る家賃、引越費用等のコストを支援する結婚新生活支援事業を市町村が実施し、若年世帯の結婚に係る経済的負担を軽減している（令和5年度時点で8市町村が実施）。実施自治体を更に拡大していくことが課題である。

【取組の方向性】

- 結婚新生活支援事業を実施する市町村の拡大を図り、県全体として結婚を応援する体制構築や機運醸成を目指す。

ウ 職場・地域における支援

【現状と課題】

企業間の交流、新たな出会いをサポートする「事業所間コーディネーター」や、市町村や企業・団体との連携に係る推進役となる結婚支援コンシェルジュをえんトリーに配置し、地域全体で結婚応援の機運を高めている。企業・団体の理解と協力や、地域で活動する仲人の掘り起こしが課題である。

【取組の方向性】

- えんトリーと連携する企業や団体、市町村の拡大を図り、職場や地域、官民全体で結婚を応援する機運を醸成する。

エ 若年期からのライフデザイン

【現状と課題】

将来、鳥取県での就職や子育てをしてもらう動機付けを図るため、中・高校生、大学生、専門学校生等を対象に、ファイナンシャルプランナーや子育て支援サークル、助産師会等の多様な主体によるライフプランセミナーを開講している。若年期から鳥取での暮らしを具体的にイメージしてもらうこの取組を学校等と広く共有し、関係機関と連携しながら、拡大していくことが必要である。

【取組の方向性】

- 講座への興味関心を持ってもらうよう普及啓発を実施し、若年層やこれから結婚・子育て期を迎える層へライフプランを真剣に考える場を提供する。

【目指す姿】

若者が、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての一連のライフプランを具体的にイメージでき、ライフステージにおいて多様な選択肢や機会が提供されており、結婚を希望する方も希望しない方も尊重されながら、必要な支援を受けることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
えんトリーによる年間カップル成立数	413組 (令和4年度)	500組
結婚新生活支援事業実施市町村数	8市町村 (令和5年度)	全19市町村
縁ナビ登録者数	60名 (令和5年度当初時点)	100名
各ライフプランセミナー等の啓発講座の開催回数	106回 (令和4年度)	150回

5 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

令和4年度の調査では、経済的負担を理由に、望む子どもの数と現実に持てると思う子どもの数に差が生じています。子どもの医療費の負担軽減、幼児教育・保育の無償化、私立中学校の就学支援、高校生への通学費助成など、これまで進めてきた子育てに係る経済的負担の軽減施策について、子育て当事者の意見を聴き、関係機関及び市町村の意見を踏まえながら、更なる充実を図っていきます。

① 医療費の負担軽減

【現状と課題】

令和6年4月から市町村と協働し、子どもの医療費を完全無償化することにより、子育て家庭の負担は一層軽減されるものの、子どもの入院に付き添う家族の経済的負担等、さらに検討すべき課題がある。

【取組の方向性】

○子どもの医療に係る経済的支援等について当事者や医療機関等の意見を聞き、市町村や医師会などの関係機関と調整しながら、支援の充実を図っていく。

【目指す姿】

子どもの体調不良や怪我、病気などの際に経済的負担を気にすることなく受診でき、持続可能なかたちで医療が提供され、頻繁な通院や長期入院が必要な子どもがいる家庭への支援が充実し、子どもたちが健やかに成長できている。

② 保育料の無償化

【現状と課題】

全国に先駆けた本県独自の保育料軽減策により、市町村と連携して子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきているが、更なる保育料の軽減にあたっては新たな財政負担への対応、入所希望児童の増加に対応するための保育人材の確保などの課題がある。

【取組の方向性】

- 市町村や保育現場の意見を踏まえながら、子育て世帯の経済的負担軽減のために、本県独自の更なる保育料の軽減策について検討を進めていく。
- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や地域限定保育士制度の活用など保育人材不足を解消する取組を進める。(4(2)②「多様な保育ニーズへの対応」欄の再掲)

【目指す姿】

本県独自の更なる保育料軽減の取組により、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。

③ 在宅育児世帯への支援

【現状と課題】

在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村に対し、「おうちで子育てサポート事業」として経費の補助を行っている。

【取組の方向性】

- 現在の支援を継続しつつ、支援の対象年齢や上限額の引上げ等、更なる支援拡充についても、市町村の意見を踏まえながら検討する。

【目指す姿】

県内全域で在宅育児世帯に対する現金給付・現物給付等の支援が行われ、保護者が在宅育児と施設保育とを公平に選択できる状況になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村数	16市町村 (令和5年度)	19市町村

④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等

【現状と課題】

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、国による就学支援金制度に加え県独自の私立中学校就学支援金制度、総合支援金制度により、家庭の経済的負担の軽減を図っている。

また、経済的理由により就学が困難な生徒に対して、高校生等奨学給付金の支給、鳥取県育英奨学資金の貸与等を行っている。

【取組の方向性】

- 必要な方に支援が十分行き届くよう、関係制度の周知に努める。また、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にしながら、奨学金の制度を安定的に継続する。

【目指す姿】

家庭の状況に関わらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込み、全ての人の可能性を引き出す学びの環境が整っている。

⑤ 高校生への通学費助成

【現状と課題】

通学圏域が全県一区と広域になる高校生の保護者の通学費用に係る経済的負担を軽減するため、市町村への補助事業として令和2年度から高校生等通学費助成事業を開始した。令和5年度からは市町村独自助成分についての補助率を引き上げ、更なる負担軽減を図っている。

【取組の方向性】

○制度の確実な周知に努めるとともに、市町村の意見を聴きながら、引き続き必要な助成を行っていく。

【目指す姿】

進学を望む子どもが、経済的負担により希望する学びを諦めることなく高校を選択し、通学することができている。

⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援

【現状と課題】

国の制度である修学支援新制度により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の一定の要件を満たした学生について、授業料・入学金の免除または減額や返還を要しない給付型奨学金の支援が行われている。

一方、少子化対策等に対する意識調査では、子どもを持ってない・持たないを選択する者の理由として「大学の経済的負担が大きい」ことがあげられている。

【取組の方向性】

○社会で自立し活躍できる人材の育成のための大学等の修学支援の拡充が検討されており、さらなる高等教育の費用負担軽減等が国制度として実施されるよう求めていく。

【目指す姿】

若者が、家庭の状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保する。

⑦ その他経済的負担の軽減等

【現状と課題】

県の子育て応援市町村交付金を活用し、市町村の実情に応じて出産祝い金、チャイルドシートの購入助成など子育て当事者の負担軽減となる支援が行われている。一方で、おむつ、粉ミルクなどの必需品、給食費や副教材にかかる経費、塾・習い事にかかる経費、住宅費用等に対する支援及び多胎児の家族への支援の充実について、子育て当事者の声が多数寄せられている。

学校給食費、住宅支援について、負担軽減のための助成や公営住宅における優先入居制度等があるが、市町村によって支援の内容にばらつきが生じている。

なお、学校給食費の無償化の実現に向けては、国の「子ども未来戦略」において、全国ベースでの学校給食の実態調査を行った上で、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとされている。

【取組の方向性】

- 子育て支援等に取り組む市町村に財政的支援を継続するとともに、その拡充について検討する。
- 地域のニーズ・実情に応じて、地方自治体が独自のサービス・事業を柔軟に、かつきめ細やかに実施できるよう、自由度の高い交付金の創設を引き続き国に求めていく。
- 学校給食費の無償化の実現に向けた国の動向を注視する。併せて、子どもの医療費や学校給食費など財政負担の大きい包括的な仕組みづくりについては、国の責任と財源をもって全国一律で実施することを、引き続き国に求めていく。
- 家賃低廉化助成や公営住宅における子育て世帯への優先入居制度の導入を市町村へ働きかけていく。

【目指す姿】

国及び県の交付金制度を活用して、市町村が実情に応じた子育て支援策を実施している。また、国において学校給食費の無償化・負担軽減の取組が進められている。住宅支援については、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の公営住宅や賃貸住宅への円滑な入居と居住の

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

市町村や民間団体において、子育て中の方の相談・交流の拠点づくりの取組を進められていますが、当事者からは「もっと身近に」「もっと気軽に」相談、交流できる場が望まれています。地域全体で「こどもまんなか」の機運を高め、本県ならではの顔が見える関係を生かした支援の充実を「シン・子育て王国とっとり運動」として推進していきます。

① 地域の資源・人材の活用

【現状と課題】

子育て世代の相談拠点として、市町村において子育て世代包括支援センターやこども家庭総合支援拠点、相互援助を行うファミリーサポートセンターが設置されているが、子育ての日常的な困りごとをもっと気軽に身近で相談できる場所を求める声がある。

また、公園など屋外の遊び場は多くあるが、悪天候時や夏の猛暑時などに気軽に利用できる屋内の遊び場が少ないといった声が多数寄せられており、県、市町村、民間とで地域の資源・人材を活用した子育て応援の更なる工夫や取組が求められる。

【取組の方向性】

- 「シン・子育て王国とっとり運動」の取組（以下の目標指標欄に記載）を推進する。
- 地域の高齢者や子育てのノウハウを持った方々が子育て世代をサポートするような取組（居場所づくり、相談支援等）、親子連れの方が気軽に立ち寄れる屋内施設の整備（校区内公民館の活用促進等）を行う市町村を支援する。
- 児童の預かりなど、子育ての手助けをして欲しい者と手助けをしたい者のネットワークを構築し、地域の中で子育てをサポートし合う体制の充実を図っていく。
- 鳥取砂丘こどもの国において、室内遊具を新たに配置し、屋内で楽しく安全に遊ぶことができるインドアプレイグラウンドを整備する。また、パパママが子どもと一緒に安心して過ごせる憩いの場所づくりを進める。（4（3）①オ「遊びや体験活動の推進」欄の再掲）

【目指す姿】

- 地域全体で子育て中の方を応援する機運が高まり安心して子育てできる環境にある。
- 日常的な困りごとを気軽に相談できる場所や、子どもや親子連れの方が気軽に利用できる屋内施設が身近に設置されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こどもまんなか応援サポーター宣言実施自治体数	2 (令和5年12月末時点)	20 (県及び全市町村)
こどもファスト・トラック導入施設数	4 (令和5年12月末時点)	10
子育て応援駐車場設置事業所数	2 (令和6年1月末時点)	100
とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者数	25 (令和5年12月末時点)	150
鳥取砂丘こどもの国入園者数	65,115人 (令和4年度)	78,000人

② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供

【現状と課題】

子育て応援パスポート事業¹¹について、パスポートの電子化や協賛店検索機能を子育て王国とっとりアプリに付加し、利用者の利便性を高めている。パスポートの登録世帯数は年々増加し、制度の定着が進んでいるが、協賛店舗数は横ばいで、子育て世帯の利用が多い業種の登録店舗数が少ない状況にある。

子育て当事者からは、授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベントやサービス利用時における託児を求める声があり、子どもを連れて出かけやすい環境づくりを広げていくことが課題である。

【取組の方向性】

- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、店舗等のサービスの必要な情報が適時に対象者に届く環境を構築する。
- 子育て世帯のニーズを踏まえて協賛店の開拓を行っていく。
- こども・ファストトラック、子育て応援駐車場の設置を促進する。
- 授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベント時や店舗での託児など子どもを連れて出かけやすい環境づくりに取り組む。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリが子育て世帯の多くの方に利用され、子育て世帯の利用が多い業種の店舗が多数協賛店に登録し、子育て世帯の負担軽減に寄与している。

シン・子育て王国とっとり運動の取組が、地域や社会全体で認知され、子育て世帯を応援する機運が醸成されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
子育て王国とっとりアプリ登録者数	4,416人 (令和5年12月31日時点)	30,000人
子育て応援パスポート協賛店舗数	2,070店舗 (令和5年12月31日時点)	2,200店舗

③ 家庭教育の支援

【現状と課題】

家庭環境の多様化、少子化等で地域のつながりが希薄化する中、保護者が家庭での教育の不安や悩みを相談できる身近な人間関係や解決のための学習機会が必要となっている。市町村では、地域の実態に応じた支援が行われているが、家庭教育支援に携わる人材の不足や、教育分野と子育て支援分野の連携・協働体制を推進する必要がある。

【取組の方向性】

- 保護者への多様な学習機会及び保護者同士のつながりを作る機会を提供していく。
- 関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による届ける家庭教育支援体制の構築を目指すなど、教育部門と子育て支援部門と連携した家庭教育への支援を充実する。

【目指す姿】

学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちの教育を支える環境が構築されている。

¹¹ 協賛店が子育て家庭に対して、商品の割引、サービスの提供などを行う制度

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数	12 (R4年度末時点)	全市町村

④ 子育て当事者への情報の提供**【現状と課題】**

子育て支援の情報について、「もっと早く知りたかった」「情報がまとまっているサイトがあるといい」との声が届いている。子育て王国とっとりサイト、メールマガジン及び令和5年3月に導入した「子育て王国とっとりアプリ」等により、子育て世帯が必要とする情報を提供しているが、必要な情報が対象者に十分届いていない状況がある。

【取組の方向性】

- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、必要な情報を適時に対象者に届けていく。
- 子育て王国とっとりアプリにおいて、県だけではなく市町村からの情報発信を促進する。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリの活用のほか、必要な情報を必要な方に、適時・的確に届けることができる。

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

本県では、育児をしている者の有業率が93.4%（令和4年就業構造基本調査結果）と全国の都道府県で最も高くなっています。職業生活と家庭生活の両立が成り立っているとも言えますが、男性の育児休暇取得率は依然低い状況にあることから、性別に関わりなく誰もが気兼ねなく安心して希望する期間の育休を取得できる環境が整い、男性が家事・子育てに参加することが当たり前となるよう、企業や地域の理解を進めていきます。

① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大**【現状と課題】**

固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、依然として家事、育児等家庭での役割が女性に偏っている。産後うつなどの発生を抑制するためにも、男性の家事・育児参画、育児休業の取得の推進が重要な課題となっているが、男性の家事や育児への参画は個人や周囲の意識に影響され、いまだ定着しているとは言い難い。

【取組の方向性】

- セミナー、広報等を実施し、地域・団体等による男女共同参画推進のための取組への支援や人材の育成により、女性活躍の推進に向けた社会的意識の醸成、固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を行う。
- 助産師による赤ちゃんへの接し方などを伝える出前講座の実施などを通じて、家事・育児、介護等への男性の積極的参画に向けた環境づくりを行う。

【目指す姿】

性別や年齢に関わりなく誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、家事や子育ての負担が女性に偏ることなく、男女ともに参画し、自分らしく、より良く暮らせる社会の実現に向けた取組が継続的に行われ、行政のほか民間団体や地域が男女共同参画に向けて取り組み、家族が相互に協力しながら安心して子育てできる環境が整備されている。

② 安心して子育てできる就労環境の整備

【現状と課題】

鳥取県における子育て期の女性の有業率や平均勤続年数は、全国を上回っているものの、女性の離職率は全国に比べて高く、県内民間企業の男性従業員の育児休業取得率は、13.4%（令和2年度）と低い状況である。男女問わず育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、キャリアの継続に不安を感じることなく、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを促進する必要がある。

【取組の方向性】

- 男女共同参画推進企業の認定拡大、イクボス・ファミボス理念の普及を進める。
- 働き方改革や子育て期の従業員のキャリア継続・形成のための取組を行う企業等への支援を行うとともに育児休業中の女性に対する復帰支援を行う。
- 男性従業員の育休取得の促進に取り組む企業に対する専門家による助言・伴走支援や奨励金支給を行い、男女問わず子育てしやすい職場環境整備を支援する。
- 「男性の育児休業取得が当たり前」の機運醸成を高めるため、県民・企業を対象とした普及啓発を行う。

【目指す姿】

子育て期においても、個々の従業員がそれぞれの育児事情に応じて柔軟な働き方を選択でき、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、自身のキャリアをあきらめることなく、生き生きと働くことができる。また、男性の育児休業取得率のトップランナー県として全国をリードし、男性の育児休業取得が当たり前となり、県内企業で男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりが進んでいる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
男女共同参画推進企業認定数	992社 (令和5年11月現在)	1,280社
イクボス・ファミボス宣言企業数	813社 (令和5年11月現在)	1,100社
男性育児休業取得率	13.4% (令和2年度)	85% (令和7年度の早期目標)

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への生活や経済面での支援を充実させ、安心できる子育てと、子どもの進路選択等の希望が叶うよう支援を行っていきます。

① 子育てや生活支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭では、親の残業や疾病、冠婚葬祭などの場合に子どもの世話ができなくなる場合がある。また子育てや就労に追われることで、子どもの体験活動や親子でのふれあい体験が不足しがちになったり、地域から孤立してしまいがちな状況にある。

【取組の方向性】

- 市町村との連携のもと、学習支援、保育所への優先入所のほか多様な保育サービスの提供等の制度を充実させる。
- 子どもの体験活動の機会を提供し、親同士の交流を図っていく。さらに、生活面での様々な悩みについての相談体制の一層の充実を図る。

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、身近なところや様々な手段で困りごとを相談でき、適時適切に子育てや生活支援に係る支援を受けることができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭学習支援事業費補助金活用市町村数	7 (令和5年12月)	10
母子・父子自立支援プログラム策定事業実施市町村数	3 (令和5年度)	5
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数	19,979件 (令和4年度)	25,000件

② 就業支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭の親は約9割が就業しているものの、特に母子世帯の母の非正規就労割合が高く、不安定な雇用形態におかれている。また、就業に対するニーズや悩みは様々であるため、個々の家庭状況に応じたきめ細やかな就業支援が求められている。

【取組の方向性】

○ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、親に対する職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援などの支援を行う。

【目指す姿】

ひとり親家庭が就業支援に関する情報に容易にアクセスでき、必要なときに給付金等が受給できるとともに、関係機関からニーズや悩みに応じたきめ細やかな就業支援を受けながら、子育てや仕事に取り組むことができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭自立支援給付金事業実施市町村数	10 (令和5年度)	13

③ 養育費の確保及び面会交流の推進

【現状と課題】

協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「養育費の分担」と「面会交流」があるが、依然として養育費の取り決めと面会交流の実施が進んでいない。また、養育費の取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因となっている。さらに離婚時や離婚後に、養育費等について誰にも相談していない場合が多い。

【取組の方向性】

- 市町村や国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の債務名義化促進に関する啓発や弁護士等による相談支援を行う。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流の取り決めや実施促進に関する啓発を行うとともに、相談支援にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図る。

【目指す姿】

離婚の際に、専門機関の支援を受けながら養育費や面会交流の取り決めが行われ、取り決めに沿ってその後の養育費の支払いや面会交流が適切に行われ、子どもが安定して健やかに生活するこ

とができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
養育費に係る公正証書等作成促進事業実施市町村数	16 (令和5年度)	19
面会交流支援事業実施市町村数	7 (令和5年度)	10

④ 経済的支援の充実

【現状と課題】

生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られるため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、医療費助成をはじめとした各種助成や、保育サービス等の利用料の減免等の各種経済的支援策を講じ制度の周知を図っているが、認知度が低いことが課題となっている。また、ひとり親家庭の子どもが経済的負担を理由に進学を諦めることがないよう経済的支援を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 各種経済的支援施策を周知し、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努める。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、その能力や適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、保育や教育にかかる費用を助成する。

【目指す姿】

ひとり親家庭の保護者等が、各種経済的支援策に関する情報に容易にアクセスでき、必要などに経済的支援を受けることができる。また、保育や教育にかかる費用の負担が軽減され、子どもが家庭の環境や経済状況に左右されることなく進学できる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
母子父子寡婦福祉資金貸付金新規貸付数	22 (令和4年度)	27
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数(再掲)	19,979件 (令和4年度)	25,000件

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

本県では地域の絆を生かし、ヤングケアラー¹²、産後うつ等で困っている方に、ちょっとした手助けを行うあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定しています(令和5年1月1日施行)。本人が望まない孤独・孤立の課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではありません。周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要です。

① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援

【現状と課題】

¹² 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

周囲が気付くこと、ケアラー自身が自認すること、具体的な支援につなげること、この3点を重視し、令和3年4月に各児童相談所に相談窓口を設置するとともに、県内の小中高生にリーフレットを配布するなど、啓発を行っている。

また、実態調査や対策会議の結果を踏まえ、LINE相談窓口やオンラインサロンの開設など、支援体制を充実させているが、認知されていない支援対象者に支援が届いていない可能性がある。

なお、国はヤングケアラーを国や自治体の支援の対象として法律に明記する方針としている。

【取組の方向性】

- 引き続き、啓発により認知度の向上を進める。
- 実態把握や関係者との協議を進め、身近な相談窓口である市町村や多くの関係機関に意識を持っていただき、支援体制の充実を図る。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して必要な家庭に支援を提供している。

② ひきこもりに関する支援

【現状と課題】

「とっとりひきこもり生活支援センター」を通じた理解促進や職場体験事業、相談窓口の設置（東・中・西部3か所）を行い、鳥取市保健所、総合事務所県民福祉局、精神保健福祉センター等において家族支援等を実施しているが、身近な窓口で支援を要する当事者や家族がアクセスしやすい環境づくりをさらに進める必要がある。

県教育支援センター「ハートフルスペース」では、概ね20歳までの青少年の居場所及び社会的自立に向けたサポートを行っているが、社会参加や進路実現に関する情報や支援が行き届いていない不登校又はひきこもり傾向のある対象者とのつながりをどのように広げていくのが課題である。

【取組の方向性】

- 官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備などにより、市町村の体制整備を進め、理解啓発によりひきこもりに対する正しい理解を県民全体に広げていく。
- 医療や福祉サービスの入り口（適切な相談窓口）を義務教育や高等教育の時期から教えることは有益であり、子どもが自らのこととして捉える機会を関係機関の協力を得ながら提供する。
- 県教育支援センター「ハートフルスペース」でアウトリーチを活用し、地域の関係機関とつながり、対象者のニーズに合わせた情報及び支援を提供していく。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して支援が必要な方を適正な関係機関につなぎ、切れ目なく支援している。

③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援

【現状と課題】

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、県民の性的マイノリティ¹³に関する理解は進みつつあるものの、引き続き周知を進める必要がある。また、令和5年10月より「とっとり安心ファミリーシップ制度」¹⁴の運用を開始した。

¹³ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいう。

¹⁴ お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度。法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はないが、当該カップルやそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指している。

【取組の方向性】

- 多様な性のあり方についての理解や認識を深めるよう啓発を進めていく。
- 相談窓口等による相談支援体制を充実させる。
- とっとり安心ファミリーシップ制度の定着と円滑な運用を図る。

【目指す姿】

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会が実現している。

④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

【現状と課題】

県内在住外国人は近年増加傾向にあり、「特定技能 2 号」の拡大に伴い今後外国人材のさらなる流入加速が見込まれ、鳥取県国際交流財団に委託し県内 3 か所に英・中・ベトナム語の国際交流コーディネーターによる相談窓口を設置している。併せて日本語指導が必要な児童生徒等は年々増加しており、市町村教育委員会が主となり就学に関する情報提供や学校への支援員の派遣等を行っている。鳥取県国際交流財団等関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要である。

【取組の方向性】

- 各市町村教育委員会における日本語指導担当教員の配置等の支援を行う。
- 教職員支援機構主催「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」に教員・指導主事等を派遣し、学校全体での受入れ体制の整備、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法の習得等、組織的な体制づくりを推進する。
- 教育委員会の担当者や各学校の担当教員等を対象とした研修会等の開催
- 10言語に対応した「学校生活ガイドブック」の活用により、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等に義務教育諸学校の学校生活の状況を案内し、子どもが安心して学校生活を送れるように支援していく。
- 外国人児童生徒の個々の状況に配慮した対応を行うため、就学状況、日本語能力、家庭環境等を把握するため作成する「家庭環境票」の活用を各学校に働きかけていく。
- 日本人と外国人の文化的背景や慣習等の違いによるギャップを把握し課題解決に取り組むため、鳥取県国際交流財団に「多文化共生コーディネーター」を配置し、問題解決につなげる。

【目指す姿】

外国人児童生徒が安心して学校生活、地域での生活を送っている。外国人相談窓口が多くの県内在住外国人に認知され、日本人も外国人もともに暮らしやすいまちづくりが実現している。

(2) 子どもの貧困対策

本県では平成 27 年 3 月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を四本柱に取組を進めてきました。全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化していくことが必要です。

① 教育の支援

【現状と課題】

生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率、大学等進学率は、ともに県全体の高等学校等進学率、大学等進学率より低く、特に大学等進学率は大きく下回っている。

<鳥取県における生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率>

	H30	R1	R2	R3	R4	県の全体値(R4)
高等学校等進学率	90.9%	92.5%	89.6%	92.2%	83.9%	98.3%
大学等進学率	12.5%	3.7%	35.7%	26.7%	30.6%	48.1%
高等学校等中退率	2.9%	5.9%	4.7%	4.8%	0.0%	1.3%

【出典】厚生労働省「生活保護世帯に属する子供の高等学校進率・就職(中学校卒業後)の都道府県別状況」における鳥取県報告分。いずれの率も4月1日現在。

【取組の方向性】

- 学校でスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、福祉との連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。
- 放課後や土曜日等における子どもたちの多様な学習支援や体験活動の機会を提供し、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行う。

【目指す姿】

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにし、一人ひとりの豊かな人生の実現につなげる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
就学援助を受けた児童生徒の割合	15.71% (令和3年度)	15.00%
生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	83.9% (令和4年度)	92.5%

② 生活の安定に資するための支援

【現状と課題】

令和4年国民生活基礎調査における相対的貧困率(全国値)のうち、17歳以下の子どもを対象とした子どもの貧困率をみると、約9人に1人の子どもが貧困に陥っている。貧困の状況にある家庭やその子どもは、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者の不在などにより、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性がある。

【取組の方向性】

- 貧困が世代を超えて連鎖することがないように、妊娠から子育てまでのワンストップ支援を充実させる。
- 住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について関係機関と連携して支援を行う。
- 社会性や規則正しい生活習慣を取得するための子どもの居場所づくりの推進等、地域と行政が一体となり、支援が必要な家庭や子どもへのアウトリーチを進める。

【目指す姿】

子どもとその保護者が、適時適切に生活の安定に資するための支援を受けることができ、地域社会から孤立することがない。また、世代を超えた貧困の連鎖が減少する。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の19歳以下の被保護者の割合	0.61% (令和3年度)	0.4%

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の親の就業率について、令和2年度国勢調査によると、本県の母子世帯の母の就業率は、おおむね全国平均と同水準であるが、正規雇用率は全国平均より高い。また父子世帯の父の就業率及び正規雇用率は、概ね全国平均と同水準である。ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯について、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を行う必要がある。

区 分	鳥取	(参考) 全国	
	令和2年度	令和2年度	
母子世帯の母の就業率	83.7%	83.0%	
	正規雇用	56.8%	50.7%
	パート・アルバイト	35.6%	41.8%
父子世帯の父の就業率	86.9%	87.8%	
	正規雇用	71.5%	71.4%
	パート・アルバイト	6.1%	7.5%

(出典) 総務省「国勢調査」(母子、父子世帯には他の世帯員がいる場合も含む。)

【取組の方向性】

- 非正規で就労している子育て世代の求職者に対し、企業との間で就職条件の調整等の伴走的な一貫支援を行い正規雇用への結びつけを促進し、子育てや介護にも配慮した働きやすい職場環境づくりを推進する。
- 相談支援を充実し、生活困窮者や生活保護受給者に対しては、ハローワークと福祉事務所等、関係機関が連携して支援を行う。
- 資格取得のための職業訓練費用の給付等により職業生活の向上を後押ししていく。

【目指す姿】

ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯が、就労支援に関する情報に容易にアクセスでき、ニーズ・悩みに応じたきめ細やかな就労支援・能力開発を関係機関から受けることができる。

【目標指標】

項目	現状 (令和2年度)	令和10年度 (※)
母子世帯の母の就業率	83.7%	87.2%
母子世帯の母の正規雇用率	56.8%	58.0%
父子世帯の父の就業率	86.9%	90.3%
父子世帯の父の正規雇用率	71.5%	73.0%

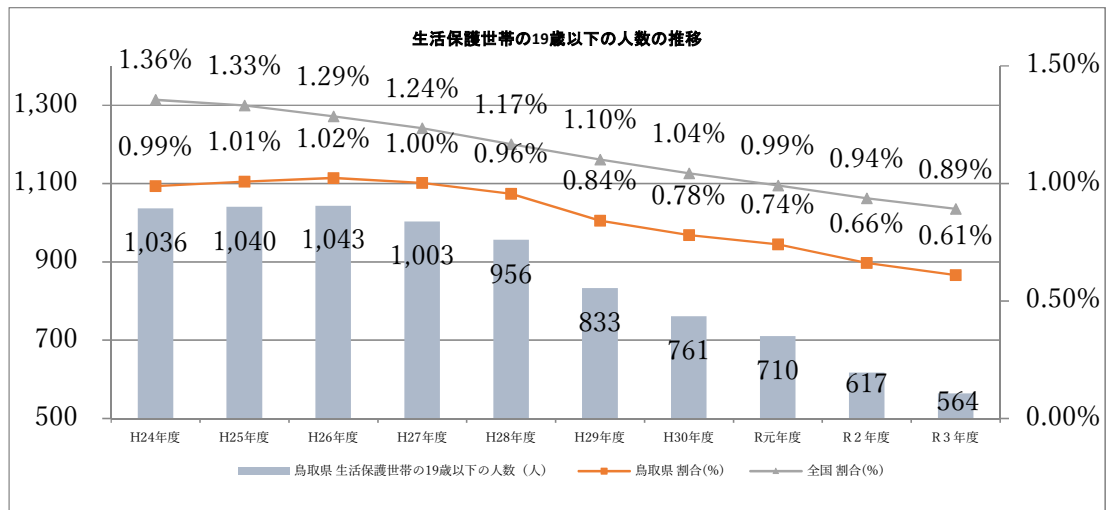
※目標値として令和10年度の数値を掲げるが、把握できる数値は国勢調査実施年度(次回令和7年度)のものになる。

④ 経済的支援

【現状と課題】

県全体の19歳以下の人数に生活保護の被保護者が占める割合は年々減少傾向にあり、全国よりも低い水準で推移している。一方で、本県の就学援助率¹⁵(※)は増加傾向にあり、平成28年度以降毎年度全国水準を上回っている。

¹⁵ 経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して市町村が学用品費等を援助する「就学援助」を受けた児童生徒の公立小中学校の全児童生徒に占める割合。



(出典) 厚生労働省「被保護者調査」

※1 生活保護世帯の19歳以下の人数は毎年7月1日現在。

※2 割合(%)は毎年10月1日現在の推計人口(県：鳥取県統計課、全国：総務省統計局)を分母とし試算。

【取組の方向性】

○子育てに関する経済的負担の軽減を促進するとともに、義務教育段階での就学支援の推進をはじめ、勉強意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒への授業料減免や就学支援金、高校生等就学給付金の支給等、支援が必要な家庭や子どもを確実に把握し、支援が届くために必要な体制の構築を進める。

【目指す姿】

生活困窮等の困難を抱える家庭が、様々なサポートを受けつつ、地域社会から孤立することなく、生活の安定を得ながら自立に向けて取り組むことができる。また家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが多様な学習や体験の機会を与えられ、能力や適性に応じて希望する進路に進み、それぞれの夢に挑戦できる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	8.4% (令和3年度)	8.0%
母子世帯の母のうち養育費の取り決めをしている割合(裁判所における調停・審判又は公正証書に基づくもの)	16.5% (令和5年度)	17.5%

(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

慢性の疾病、難病を抱える子どもとその家族は、身体的、心理的な負担に加えて、医療費などの経済的負担や社会的自立の難しさなど社会的な課題も抱えています。これらの負担の軽減や子どもの自立や成長を育むために、経済的支援や状態・環境に応じた自立に向けた支援を行っていきます。

【現状と課題】

慢性の特定疾病や指定難病は、その治療が長期にわたり医療費等の負担も高額となることから、患者である児童に対し県外の医療機関を受診するための交通費助成や特殊寝台等の日常生活用具給付助成、訪問介護の提供等により患者家族の医療費等の負担軽減を図っているが、小児医療から成人医療への移行支援に向けた体制整備などの課題がある。

【取組の方向性】

- 引き続き小児慢性特定疾病や指定難病患者児童への助成を実施するとともに、小児慢性特定疾病児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援する。
- 小児医療から成人医療へスムーズに移行できるよう、医療体制の整備及び自立に向けた総合的な患者支援について、関係機関が連携して支援を行っていく。

【目指す姿】

慢性の特定疾病や指定難病の患者である児童及びその家族の経済的負担が軽減され、児童が安心して健やかに成長できる環境が整えられ、成人期への移行にあたり、必要なケアを中断させることなく適切につなぐことができ、子ども・家族が社会的に自立した生活が送れるようになる。

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

障がいのある子どもや、発達に特性のある子ども、医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できるよう、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、保護者、学校、関係機関が連携して支援を行うとともに、地域での理解及び関心を深めていきます。また、手話言語やスポーツ等を通じた地域での交流活動や啓発の機会を確保します。

① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実

【現状と課題】

県立療育機関において、保護者等からの療育相談に応じるとともに、家庭や幼稚園・保育所、学校等を訪問し、地域生活に関する相談に応じる地域療育支援を行っている。各市町村に1か所以上設置することとされている児童発達支援センターは、4市の設置にとどまっており、障がい児通所支援事業所の市部への偏在がある。

【取組の方向性】

- 県立療育機関で行っている地域療育支援を継続し、幼稚園・保育所、学校等における支援のスキルの向上を図るとともに、障害児相談支援事業所の指定増加や児童発達支援センターの早期設置を市町村に働きかける。
- 障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備費等の支援を行う。

【目指す姿】

障がいのある子どもとその保護者が適時に必要な相談支援及びサービスを受けられ、安心して地域生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
障害児相談支援事業所数	56 (令和5年12月末)	71
児童発達支援センターを設置している市町村数	4 (令和5年12月末)	19

② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援

【現状と課題】

医療機関等と連携しながら新生児聴覚検査の実施と早期支援体制を推進するとともに、聴覚障がい児の支援拠点として「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を設置し、保健・医療・教育・福祉の分野を超えた連携を強化するための協議会の設置や、家族支援の充実を図っている。子どもの発達状況、年齢や周辺環境等により必要な支援は様々であり、一人

一人にあった適切な支援のため、支援体制を一層強化する必要がある。

【取組の方向性】

- 相談がセンターを設置する東部地域に集中しているため、中・西部地域への巡回相談やオンライン相談を増やし、きこえない・きこえにくい子どもの保護者等が相談しやすい環境を整え、早期支援につなげる。
- 新生児聴覚検査による聴覚障がい児の早期発見と関係機関の連携により、早期から切れ目のない支援を行う。

【目指す姿】

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に対し、適切な支援と情報が早期に提供される体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
全出生児に新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村数	18 (令和5年12月末)	19

③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化

【現状と課題】

医療的ケア児等支援センターの設置により相談支援が充実した一方で、医療的ケア児が利用できる障害福祉サービス事業所の不足や送迎の問題等、地域生活に関する課題が多く残っており、保護者は育児と仕事の両立が困難な状況にある。

【取組の方向性】

- 医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、医療的ケア児を受け入れる障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成を進める。

【目指す姿】

医療的ケア児の地域生活に必要な支援が充実し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせる体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
医療的ケア児等送迎支援事業の実施市町村数	14 (令和5年12月末)	19
医療型ショートステイの実施機関数	7 (令和5年12月末)	10

④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進

【現状と課題】

発達障がいと診断される児童生徒は年々増加傾向にあるが、発達障がいは外見からは障がいがあると分からず、本人や家族であっても気付にくい障がいであり、引き続き保護者への情報提供や周囲の理解啓発を進める必要がある。

【取組の方向性】

- 乳幼児健診や保育所等で発達障がいの特性を早期に発見し、障害福祉サービスや『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援につなげていく。

○ペアレントメンター¹⁶の活用やペアレントトレーニング¹⁷の実施等の保護者支援も促進していく。

【目指す姿】

発達障がい児及びその保護者が適宜適切に必要な支援が受けられるとともに、発達障がいに関する県民の理解が進み、地域で安心して子育てできる環境が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ペアレントメンターの人数	84 (令和5年12月末)	88

⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備

【現状と課題】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画を作成・活用し、障がいのある子どもの成長の記録や合理的配慮を含む支援の内容等に関する情報を関係機関と共有、連携するとともに、就学先となる学校に確実に引き継ぐことが必要である。

また、地域の学校で学ぶ医療的ケア児は年々増加しており、公立学校における医療的ケアの実施に当たり、市町村教育委員会や学校等における事前の準備等に係る整理が課題となっている。

【取組の方向性】

- 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援を行う。
- 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。
- 就学前における学校、医療、行政間での十分な情報共有に努めるほか、教育支援チームによる専門性の高い支援や助言を実施する。
- 学校看護師や教職員に対する医療的ケアや理解啓発に関する研修など市町村教育委員会と連携した支援の充実を図る。
- 「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」の周知や学校における医療的ケア実施体制の充実を目的に学校における医療的ケアに知見のあるアドバイザーを派遣する。
- 障がいのある子どもの多様な学びの場を構築する。
- 各種研修及び特別支援学校教諭免許状認定講習の実施等による教職員の専門性の向上を図る。

【目指す姿】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進め、一人一人の子どもの特性にあった教育が各学校で行われている。

⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

【現状と課題】

県内の児童・生徒に対し、あいサポート運動学習会等による障がいへの理解促進と併せ、「手話チャレ」、手話ハンドブックの活用や手話普及支援員の派遣等により、子どもが手話言語にふれる機会を増やしている。地域や職場において、ろう者への理解や手話の普及を進めるとともに、手話フェス等を通じた手話を身近に感じてもらうための啓発や、きこえない・きこえにくい子どもや大人が手話言語を学べる場づくりに取り組んでいる。

¹⁶ 発達障がいのある子どもの子育て経験があり、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた先輩保護者。発達障がいのある子どもの保護者に対して共感的な支援を行い、自らの経験を踏まえた助言等を行う。

¹⁷ 保護者が発達障がいのある子どもとの適切な関わり方を学び、褒め方や指示の方法等の養育スキルの獲得を通して子どもの問題行動の改善を図るもの。

特別支援学校においては、障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動やスポーツに取り組んでいるが、地域における共生社会の一層の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 令和6年度から全ての小学生にあいサポート学習の機会が提供されるよう取組を進め、あいサポートキッズの養成を推進する。
- あいサポーター研修の内容や周知方法を工夫するとともに、「あいサポート企業・団体」の認定数を増加させ、あいサポート運動の地域での定着を進める。
- 手話言語を広げるため、学習教材の作成、活用を推進するとともに、手話普及支援員を派遣した学習活動を支援する。
- 手話カフェ及びICTの活用等により、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進める。
- 特別支援学校において、在学中の障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動を更に充実させる。
- 文化芸術活動を通じた地域との交流の促進、作品等の発表の機会の確保及び地域でスポーツを行う機会の確保、スポーツ大会等への参加を促進する。

【目指す姿】

一人ひとりが障がいを正しく理解するとともに、手話が言語であるとの認識のもと、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重し共生する社会が広がっている。
また、多くの障がいのある子どもが、スポーツ活動や文化芸術活動に親しみ、体力増進や自己発現とともに地域における交流の輪が広がっている。

(5) 児童虐待防止対策等の推進

虐待の早期発見に向けた啓発を一層進めるとともに、増大する虐待相談や対応が難しい相談事例に適切に対応するため、児童相談所の体制強化と人材育成を進めます。また、児童養護施設等関係機関の資質向上と児童相談所との連携を強化し、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化していきます。

① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動

【現状と課題】

虐待から子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があります。児童虐待防止推進キャンペーン等を中心に啓発活動を実施しているが、令和4年度の本県の児童虐待相談対応件数は前年を上回っており、県民への啓発に一層努める必要がある。

【取組の方向性】

- これまでの啓発活動に加え、地域住民、若者、企業を対象に年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性の周知を図る。

【目指す姿】

児童虐待防止についての県民意識が高まり、困難を抱えている子どもを早期に把握する環境が社会全体で促進され、虐待を受けた子どもがためらわず周囲にSOSを発信し、直ちに適切な支援を受けて救われる社会になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
地域住民による見守りサポーターの認定者数	令和2年度: 47人 令和3年度: 168人 令和4年度: 272人	年150人
鳥取県虐待防止全力宣言企業の	34社	40社

② 児童相談所の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

増大する児童虐待や対応困難な相談事例に児童相談所が適切に対応できる組織体制の整備を図るとともに、対人援助業務における専門的な知識や技術を高める取組を行う必要がある。

【取組の方向性】

○児童相談所の運営に関する第三者評価の受審や外部の有識者から助言を得られる体制を整備し、自己点検と第三者の意見を踏まえながら、児童相談所の体制強化を図る。

【目指す姿】

児童相談所が、子どもに関するあらゆる相談に適切に対応できる専門的相談機関としての役割を果たしている。

③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

市町村は、子どもと保護者の最も身近な行政機関として、子育て相談はもとより、母子保健・児童福祉分野を中心とした幅広い相談に対応することが必要である。また、県内の全ての市町村が設置している要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や保護者を早期把握し、児童相談所等関係機関との連携支援を図る調整機能の強化が必要である。

【取組の方向性】

- 母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を一体的に運営し、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できる相談支援体制として市町村への「こども家庭センター」の整備を促進する。
- こども家庭センターに配置する統括支援員や市町村要保護児童対策地域協議会事務局に配置する調整担当者等の人材育成に取り組む。

【目指す姿】

県内全ての市町村に子ども家庭センターが設置され、母子保健と児童福祉の一体化による切れ目のない総合的な子ども支援体制のなかで、保護的支援を要する児童への早期かつ適切な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こども家庭センター設置市町村数	なし (令和5年度)	19市町村

参考：関連事項の掲載

- ・ 4(1)②「② 家庭・地域での子どもの育成」

④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

【現状と課題】

児童養護施設等を利用している児童に対し、児童の個別性を尊重した適切な支援を提供するためには、多様な支援ニーズに対応できるよう支援者側の資質向上を図ることが必要である。

また、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、要支援世帯に対する支援の充実のためには、地域で実施される子育て支援事業や児童相談所をはじめとする相談機関との連携による一体的な支援が必要であり、子育て短期支援事業や親子関係形成事業など地域に不足する社会資源の開拓や創出

を図っていく必要である。

【取組の方向性】

- 児童養護施設等に入所する子どもの意見を尊重した改善に取り組むなど、子どもの権利保障や支援の質の向上に取り組む。
- 児童養護施設等は、子育て支援に関する豊富なノウハウや人材を有しており、その機能等を活かし地域への子育て支援を提供できる社会資源となるよう、一時保護委託や子育て短期支援などを通じて地域貢献を図る。

【目指す姿】

子どもを預かる機能に加えて、児童相談所等をはじめとする関係機関との連携により児童養護施設等が多機能化し、地域の子育て支援に関する在宅支援サービスも提供できるようになっている。

(6) 社会的養護施策の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、里親制度の体制強化及び子どもの意見表明のサポートを行うとともに、社会的養護経験者等の自立を支援していきます。

① 里親支援の体制強化

【現状と課題】

家庭における養育が適当でない場合、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されることが必要であり、養子縁組による家庭、里親家庭及びファミリーホーム等の里親委託を一層進めることが重要なことから、里親に対する養育支援等の充実を図る必要がある。

【取組の方向性】

- 里親支援センターを設置し、里親の普及啓発、里親に対する相談援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整等の里親支援を実施する。
- 里親委託促進や里親支援のため、里親及び鳥取県里親会に対し、里親の養育技術の向上や、里親委託児童の生活環境向上等に係る各種経費の助成を行う。

【目指す姿】

県民に対して里親制度についての理解が広まり、委託先となる里親登録の充実や里親委託の促進に寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
里親支援センターの設置数	なし (令和5年度)	2か所

② 社会的養護経験者等の自立支援の充実

【現状と課題】

社会的養護経験者や虐待等支援を要する状況にありながら、公的支援につながらずにいた者の中には、頼ることのできる親族がいないなどの事情を抱え、孤立したり、自立生活のためにサポートが必要な場合がある。そのため、生活や就職、人間関係等の様々な相談に応じた支援、居場所づくりやネットワークづくりが必要である。

【取組の方向性】

- 社会的養護経験者等への生活、就労に関する相談支援の実施や相互に交流できる機会の提供等を

行う社会的養護自立支援拠点の整備を図る。

【目指す姿】

社会的養護自立支援拠点が充実し、社会的養護経験者だけでなく、頼ることのできる親族がいない者等に対する支援の充実にも寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
社会的養護自立支援拠点数	1か所 (令和5年12月時点)	2か所

③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり

【現状と課題】

全ての子どもについて、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが必要であり、子どもの意見表明権を保障するための取組として、子どもの意見表明（希望や提案、苦情等）のサポートや代弁を行う新たな仕組みが必要である。

【取組の方向性】

○県内で活動するアドボキッ（意見表明支援員）を養成し、児童相談所や児童養護施設等に派遣して、子どもの意思表示のサポートや児童相談所や施設の職員に意見を伝えるサポートを行う取組を充実させる。

【目指す姿】

○アドボキッ派遣が、県内の児童相談所や児童養護施設以外の児童福祉施設においても実施され、子どもの意見表明や権利擁護に必要な環境の整備が充実している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
アドボキッ派遣か所数	3か所 (令和5年12月時点)	15か所
アドボキッ登録者数	8人 (令和5年12月時点)	15人

④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

【現状と課題】

社会的養護の当事者や経験者が当事者団体を通じて、子どもの権利を学ぶ活動を行っているが、団体活動を持続的に維持するためには、周囲のサポートが必要である。

【取組の方向性】

○県内の社会的養護施設を退所した社会的養護経験者による当事者団体の活動を支援し、子どもの権利を学習する機会をつくり、その活動を通じて、個人・団体として意見や提言の表明を行うなど、子ども自身で権利擁護の取組を行うことができる環境を整える。

【目指す姿】

当事者団体の活動の充実を通して、各児童福祉施設においても子ども自身による意見表明等の取組が進み、子どもの権利擁護に必要な環境の充実にも寄与している。

(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援として子ども・若者への自死予防

対策が必要です。また、性被害、犯罪被害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、周知啓発を進めます。

① 子ども・若者の自死対策

【現状と課題】

本県における39歳未満の自死者数は、全国同様に近年、増加傾向にあるほか、自死は10～30代の死因の1位となっている状況がある。若年層に向けた自死予防対策として、企業や教育機関に向けたメンタルヘルス出前講座、自死予防リーフレット等の配布、思春期・青年期を対象にうつ病の相談窓口の周知、とっとりSNS相談の実施、学生を支援する担当職員を対象とした自死対策研修会の開催、大学祭等のイベントでのストレスチェックの実施を行っている。

【取組の方向性】

○10～30代までの若者の死因の1位が自死となっている深刻な状況に鑑み、メンタルヘルス出前講座や相談窓口の周知により自死予防を促す。

○多職種の専門家で構成される「こども・若者の自死危機対応チーム」の設置を検討する。

【目指す姿】

心身の健康の保持増進についての取組、自死やうつ病等についての正しい知識の普及啓発等、自死の危険性が低い段階から対応を行うことで自死を未然に防ぐ。

子ども・若者の自死対策を促進するための体制が整備される。

② 犯罪などから子ども・若者を守る取組

【現状と課題】

青少年が、SNS等による求人情報に潜む犯罪実行者を募集している情報（いわゆる「闇バイト」等の情報）に触れるなどし、事の重大性を認識することなく犯罪に加担してしまう事案が社会問題となっていることを踏まえ、注意喚起を図る必要がある。また、被害者の大半が高校生である自転車盗について、鍵掛けの徹底を呼び掛けるなど、自主防犯意識の高揚を図る取組を強化していく必要がある。

【取組の方向性】

○非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口、犯罪実行者募集情報等について情報発信するとともに、子どもが犯罪に逢わないよう、インターネットに係るトラブル予防法等について、子ども、青少年に対する安全教育、広報・啓発活動を推進する。

○関係機関・団体と連携し、各種イベントや街頭広報等を通じて鍵掛けの習慣化を促進する。

【目指す姿】

○地域での見守りが積極的に行われるとともに、自転車施錠率の向上等、子ども・若者の自主防犯意識が高まっている。

○インターネットに係るトラブル予防等について学ぶ機会が充実し、こどもや若者が犯罪に巻き込まれる事案が少なくなっている。

③ 性犯罪・性暴力への対応

ア 広報・啓発等による抑止対策

【現状と課題】

子どもや若者が性犯罪被害に遭う事案が後を絶たない現状がある。子どもは性被害を被害であると認識できない場合も多く、声も上げにくいため、保育施設や学校をはじめ子どもや若者に関わる全ての関係施設及び関係者が連携し、子どもの発達段階や被害者の多様性に配慮した性犯罪・性暴力の防止体制の強化に取り組む必要がある。

事件の発生を未然に防止するための防犯活動を促進し、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みしめる許されない行為であることを、社会全体で認識を共有する必要がある。

【取組の方向性】

- 保育施設、児童養護施設等の職員や学校の教職員への研修のほか、保育施設等を通じて、保護者へ性犯罪・性暴力に関する啓発、相談先等の周知を実施する。
- 鳥取県DV予防啓発支援員の養成とともに、子どもに対して、発達段階に応じて性の権利やデートDV¹⁸予防等の啓発・学習会を行い、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための性に関する正しい知識や被害に遭った際の具体的な対応等の学習機会を提供する。
- 県の機関、市町村、関係団体等が連携を図りながら性暴力に関する広報・啓発を行っていく。
- 防犯活動を強化するとともに、若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）や女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から25日）など各種機会を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等が連携して広報・啓発活動を推進していく。
- 創設が検討されている日本版DBS¹⁹の導入に向け対応していく。

イ 被害者の支援

【現状と課題】

子ども・若者が性犯罪や性暴力の被害に遭っても、誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況が見られる。カウンセリング、医療費等の公費負担のほか、関係機関と連携し、被害者の様々な負担軽減を図るための支援活動を行っているが、被害の形態、被害者の置かれた現状は様々であることから、被害者の個々の事情に配慮した支援や被害者からの多岐にわたる要望や意見に応えるための取組が必要である。

【取組の方向性】

- 児童・生徒に対し、性暴力を含めた様々な悩みを相談できる窓口の周知を行い、電話等による相談支援を行う。
- 家庭や地域等においても、被害者が安心して相談できる環境を整備し、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう被害者の早期回復に向けた支援を充実する。
- 令和6年度に県に犯罪被害者支援に特化した組織を新設し（総合相談窓口の設置）、関係機関とより緊密に連携・協力した支援を行っていく。

【目指す姿】

各施設や学校等において、性暴力について学ぶ機会がしっかりと設けられるとともに、家庭、学校、地域等あらゆる場において、子どもや若者が相談しやすい環境、しっかりと支援につながる環境が整備されている。また、関係機関の連携による迅速な支援及び被害者を社会全体で支える気運が醸成され、被害者が早期に被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数	106人 (令和5年12月時点)	120人

¹⁸ 配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。DVとはドメスティックバイオレンスの略称。

¹⁹ 子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことを確認する仕組み。イギリスの政府系機関Disclosure and Barring Serviceをモデルとした制度でDBSはその略称。

④ 非行防止と立ち直りの支援

【現状と課題】

刑法犯で検挙、補導された県内の少年の数及び少年人口（14歳から19歳）1,000人当たりの刑法犯少年の数は減少傾向で推移している。

その一方で、刑法犯少年の再犯者率は高い水準で推移している。

【取組の方向性】

- 少年の非行・被害防止等を目的に、非行防止教室等を開催し、万引きなどの犯罪防止、大麻等薬物の乱用防止や強盗、特殊詐欺等の犯罪に加担させられてしまう犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）に対する啓発を行い、少年の規範意識の向上を図る。
- 少年警察補導員等による継続的な面接や指導・助言を通じて、少年の立ち直りや問題行動のある少年の非行防止のため支援を行う。
- スクールサポーターによる学校訪問活動等により、学校における少年の問題行動への対応等に関する助言指導を行う。

【目指す姿】

青少年が非行を助長するような要因に巻きこまれず健全に成長できる環境が整えられ、非行や法に触れる行為をしてしまった青少年が周囲から必要な支援を受けて立ち直ることができる。